

秋田県は 「水と緑の森づくり税」 による取組をはじめます。



県民みんなで



森を創るために

平成20年度スタート

創設の目的

森林は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養など、私たちの生活に欠くことのできない大切な働きを持っています。

県民共有の財産である「ふるさと秋田」の森林を、将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして、「秋田県水と緑の森づくり税」を創設することとしました。



スギッチ



森っち

みんなの力で、こんな森づくり。おすすめ!!

秋田県水と緑の森づくり税事業

豊かな森

《針広混交林化の取組》



針葉樹と広葉樹の混じった混交林に誘導することにより、土壌が肥沃になり、災害に強く、保水力に富んだ豊かな森をつくります。

暮らしを守る森

《マツ林健全化の取組》



松くい虫の被害を受けて枯れたマツ林を伐採し、植栽を行うことにより、景観を改善するとともに、飛砂や風から私たちの暮らしを守ります。

みんなでつくる森

《県民参加の森づくりの取組》



植樹や育樹などを行う団体等の活動を支援するほか、次代を担う児童・生徒を対象に森林体験活動や森林環境学習を行います。

税のしくみ

納める方は？

住民税(県民税均等割)の納税義務者と同じです。
 ■個人…1月1日に県内に住所がある方、県内に家屋敷などを持っている方
 ■法人…県内に事務所などを持っている法人

納める額は？

■個人…年800円
 ■法人…法人県民税均等割額の8%相当額(1,600円~64,000円)
 資本金などの額により次の額となります。

資本金などの額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税額	1,600円	4,000円	10,400円	43,200円	64,000円

納める時期や方法は？

平成20年度から住民税(県民税)といっしょに納めていただきます。

いつまで続くの？

5年をめぐりに制度の見直しを行います。

税の管理は？

納められた税金は、他の税金と区分するため、基金を設置して管理し、森林環境の保全のための取り組みに使います。

税の使い道は？

主に次の取り組みを実施します。(税込：年間約4億8千万円)
 ①生育の思わしくないスギ人工林を針広混交林へ誘導します。
 ②枯れたマツ林の伐採と植栽を行います。
 ③身近な里山林の保全・活用を図る取り組みを行います。
 ④森林環境教育やボランティア活動の支援など、県民参加の森づくりを行います。

詳細については、県水と緑推進課のホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/mizutomidori/> **秋田県水と緑の森づくり税** **検索**

お問い合わせ先

税金の徴収や仕組みに関することは、「税務課」までお問い合わせください。
 〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1
 秋田県総務企画部税務課 調整・企画・電算班
 TEL018-860-1123 FAX 018-860-3827
 e-mail zeimuka@pref.akita.lg.jp

税を活用する事業に関することは「水と緑推進課」までお問い合わせください。
 〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1
 秋田県農林水産部水と緑推進課 調整・水と緑企画班
 TEL018-860-1750 FAX 018-860-3838
 e-mail forest-p@pref.akita.lg.jp